

1.1 申請方法および受付期間

事前に電話予約のうえ、申請書類を教育総務課にご持参ください。

受付時に申請書類の確認と受付時選考（30分程度）を行いますので、受付には必ずご本人がお越しください。

【受付期間】2024年8月1日（木）から9月30日（月）まで

※9時から17時まで、平日のみ受け付けています。

※9月17日（火）、19日（木）、24日（火）、27日（金）は、最終の受付開始時間を18時まで延長します。

※時間予約制、郵送不可。

※持参が難しい場合は、教育総務課へご相談ください。

1.2 受付場所・お問い合わせ先

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階

藤沢市教育委員会 教育総務課

電話番号 0466-50-3556（直通）



教育総務課ホームページ

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/kyoiku/kyoiku/kyouikujiyou/kyuuhugatasyougakukin.html>

藤沢市給付型奨学金は、寄附等による教育応援基金により成り立っています。
実際の奨学生からの声と、寄附者からの声を紹介します。



奨学生

奨学金のおかげで大学進学をあきらめずに、将来の夢に向かって日々勉強に励むことができています。今後もご支援に感謝を忘れず、一生懸命成長していきたいです。



この奨学金のおかげで学びたいことを学ぶことができ、卒業後も夢であった道に進めることになりました。金銭面だけでなく、色々な面で本当にたくさんサポートしていただき、感謝しています。



卒業生



卒業生

この奨学金制度がなかったら進学を諦めていたかもしれません。定期面談で親や友達に相談しづらいようなことを気軽に話せたのでありがたかったです。



次の世代を担う子どもたちのために、寄附を通して応援することができ幸いです。

これからも、夢に向かってはばたく方を応援しています。



寄附者



2025年度入学者向け 藤沢市給付型奨学金 奨学生募集要項

受付期間：2024年8月1日（木）から9月30日（月）

藤沢市では、意欲と能力がある子どもたちが、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、給付型奨学金制度を実施します。2025年度に大学等への進学を希望している方について、奨学生を募集します。

藤沢市教育委員会

1 募集人数

大学等への進学希望者 6名程度



2 申請資格

次の(1) から (5) までのすべてに該当する者、もしくは (6) に該当する者。

- (1) 2024年4月1日時点で、次のいずれかに該当する者。
 - ・藤沢市に1年以上住民登録がある世帯の子ども
 - ・1年以上本市で生活保護を受給している世帯の子ども
 - ・本市の児童養護施設等に1年以上入所（退所者については2年以内に退所）している子ども
- (2) 高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けており、生年月日が2004年4月2日から2007年4月1日までである者。
- (3) 2025年度に大学（大学院を除く）、専門職大学（専門職大学院を除く）、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校の4年生への進学を希望している者。
- (4) 高等学校における前年度の学年末（既卒者は最終学年末）までの学習成績の評定について全履修教科の平均した値が3.1以上で、明確な学習意欲があるものとして学校から推薦がある者。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、各教科の成績の過半数がAである者。
- (5) 2024年度の住民税が非課税の世帯、又は合計所得が260万円未満の世帯に該当し、経済的な理由により修学が困難である者。
- (6) (1) から (5) のいずれかに該当し、特別な事情があるものとして教育長が認めた者。

3 奨学金の額

- (1) 入学準備奨学資金 入学金相当額（上限15万円／1回）
- (2) 学費奨学資金 学費相当額（上限40万円／年額）
 - ※ 入学準備奨学資金は2024年度中に給付します。
 - ※ 学費奨学資金は前期（原則4月中）と後期（原則10月中）に半年分をまとめて給付します。
 - ※ 大学等への納入期限に給付が間に合わない場合があります。

4 給付期間

在学する大学等の正規の修業年限

5 出願手続

奨学金給付申請書に、次の書類を添えて提出してください。

※ 「奨学金を必要とする理由」欄には、進路を選択したきっかけや進学を希望した理由、奨学金を使って進学先でどのようなことに取り組み、将来は何をしたいのか、具体的に記載してください。

- (1) 生計を一にする家族全員の住民票の写し（続柄記載のもの）

- (2) 生計を一にする家族のうち、主たる生計者及び収入のある者全員の課税（非課税）証明書
- (3) 高等学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類 ※
- (4) 奨学金受給者推薦調書 ※
- (5) 生活保護の受給者証（生活保護世帯のみ）
- (6) 児童養護施設等の入所又は退所を証明できる書類（児童養護施設等の方のみ）
※ 成績証明書類及び推薦調書は在籍中の学校（既卒者は卒業校）での発行となります。
発行に時間がかかる場合があるので、お早めに学校に依頼をしてください。

6 給付対象者の選考

給付対象者については世帯状況や学業に対する意欲等を確認の上、選考します。

- (1) 一次選考・・・受付時選考、書類選考（世帯状況、本人の成績等）
- (2) 二次選考・・・小論文、面接

7 併給

他の給付型奨学金との併給はできません。ただし、貸与型奨学金と国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金は併給可能です。また、進学先の学費免除制度も、並行して利用することができます。

8 給付中の面談

奨学金の給付に当たっては、大学等に在学中、年に数回、市の職員と面談することが条件となります。面談の際は、原則藤沢市役所にお越しいただくことになります。

9 奨学金の打ち切り、返還について

本奨学金は、基本的に入学してから正規の修業年限までは継続して給付いたしますが、1年に1度継続給付の申請をしていただき、学業の状況等を確認します。継続給付の申請がない場合や、学業成績が不振で正規の年限での卒業ができない場合、給付条件を満たさない場合などについては、給付を打ち切ることがあります。

また、給付型の奨学金であるため、基本的に返還の必要はありませんが、留年、退学、除籍となった場合や、定期的な面談に応じない場合、虚偽その他の不正な手段によって奨学金の給付を受けていた場合などについては、給付を打ち切る場合があるととも、奨学金の返還を求める場合があります。

詳細はQ&AのP5「給付について」をご覧ください。

10 奨学生の決定までの流れ

- (1) 募集及び受付時選考（受付時選考）・・・8月1日（木）～9月30日（月）
- (2) 二次選考（小論文）・・・・・・・・・・10月31日（木）
- (3) 二次選考（面接）・・・・・・・・・・11月中旬
- (4) 奨学生の内定・・・・・・・・・・11月末～12月上旬
- (5) 入学準備奨学資金の支払い・・・・・・・・大学等への合格確認後

